

「人間ドック・脳ドック」の一部助成制度

☎ 国保年金課

- 国民健康保険について ☎ (93) 4083
- 後期高齢者医療制度について ☎ (93) 4085

国民健康保険、後期高齢者医療制度加入者の疾病の早期発見や早期治療による健康増進を図るため、人間ドックと脳ドック検査費用を助成します。なお、助成を受けた人は、検査結果を提出いただき、今後の保健指導などに活用させていただきます。

■対象

- ▼ 国民健康保険の加入者で次の条件をすべて満たす人
 - 申請時に市内に住所を有し、市国民健康保険に1年以上継続して加入している
 - 受検日時時点で40歳以上 ○ 市税などを滞納していない世帯に属している
 - ▼ 後期高齢者医療制度の加入者
 - 申請時に市内に住所を有し、県後期高齢者医療制度に1年以上継続して加入している（国民健康保険の加入期間と通算します。）
 - 市税などを滞納していない世帯に属している
- ※ 健診項目が重複するため、人間ドックの助成を受ける人は、助成年度の特定健康診査または後期高齢者健康診査の受診はできません。人間ドックの助成か健康診査のどちらか一方になります。
- ※ 脳ドックは2か年度連続して助成を受けることはできません。

- 助成金額 人間ドック 検査費用の2分の1（限度額2万円）
脳ドック 検査費用の2分の1（限度額2万円）

- 契約医療機関（令和2年3月31日現在）

医療機関名	所在地	電話番号	人間ドック	脳ドック
日吉台病院	富里市日吉台1-6-2	☎ (92) 0001	○	—
成田富里徳洲会病院	富里市日吉台1-1-1	☎ (85) 5313	○	○
高根病院	芝山町岩山2308	☎0479 (77) 1133	○	○
成田赤十字病院	成田市飯田町90-1	☎ (22) 2311	○	○(※)
聖隷佐倉市民病院	佐倉市江原台2-36-2	☎043 (486) 0006	○	○
亀田総合病院 附属幕張クリニック	千葉市美浜区中瀬1-3	☎043 (296) 2321	○	○

※ 成田赤十字病院は、脳ドックだけの受検はできません。

※ 契約医療機関以外でも助成対象になります。

■その他

- 医療機関への予約は、個人で行ってください。
- 検査料や検査項目などは、医療機関によって異なりますので、直接問い合わせてください。
- 検査日の変更やキャンセルをする場合は、必ず国保年金課に連絡してください。
- プレミアムドックなどの特別な検診は、国保年金課に問い合わせてください。

手続きの流れ

- ① 医療機関で人間ドックなどの予約をします。
- ② 予約後、国保年金課で申請の手続きをしてください。
 - 申請時の持ち物…保険証、印鑑
 - ※ 申請書は国保年金課窓口へ備え付けてあるほか、市公式ホームページからダウンロードできます。
- ③ 後日、市から「承認書」を送付しますので、承認書・保険証などを持参し受検します。
- ④ 契約医療機関の場合は、助成額を差し引いた費用を、医療機関に支払います。契約医療機関以外の場合は、費用の全額を支払い、後日、次のものを持参して、国保年金課の窓口で助成金の請求手続きをしてください。
 - ※ 被保険者証は使わないでください。
 - 助成金請求時の持ち物…保険証、印鑑、承認書、領収証、受検者名義の金融機関の口座番号がわかるもの、助成金請求書
 - ※ 人間ドックを受検した人は、検査結果の写し、質問票も持参してください。

国民年金の学生納付特例制度

- 問い合わせ先 ● 国保年金課 ☎ (93) 4085
● 幕張年金事務所 ☎ 043 (212) 8621

国民年金は、日本に住む20歳から60歳までのすべての人が加入しますが、学生（注）には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される学生納付特例制度が設けられています。

この制度の承認を受けた期間は、将来年金を受給するために必要な期間に入れることができます。

申請をしないで保険料が未納であると、不慮の事故などで障害が残ったとき、障害基礎年金を請求できなくなる可能性がありますので、保険料の納付が難しい学生は、忘れずに申請してください。

また、学生納付特例制度の承認期間は、年金を受給するための資格期間に入れることができますが、年金の額には反映されません。収入が得られるようになった場合は、追納することをお勧めします。

（注）大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（※1）、その他の施設の一部に在学する20歳以上の学生など（※2）

（※1）各種学校は、修業年限が1年以上の課程に在学している人に限ります。（私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校に限ります。）

（※2）夜間部、定時制課程、通信制課程、一部の海外大学の日本分校の学生も対象です。詳しくは問い合わせてください。

- 申請先 国保年金課窓口、年金事務所

■ 手続きに必要なもの

- マイナンバーカードまたは年金手帳、基礎年金番号のわかるもの（納付書など）
- 在籍期間を確認できる学生証（コピーの場合は両面）または在学証明書
- 印鑑（本人が自署の場合は、押印は不要です。）
- ※ 会社を退職し学生になった人は、退職を確認できる書類（雇用保険離職票など）も必要です。

■ 学生納付特例の承認期間

4月から翌年3月までを1年として審査します。年度ごとに申請書の提出が必要が必要です。

全国健康保険協会（協会けんぽ） 千葉県支部からのお知らせ

☎ 協会けんぽ千葉支部

- 保険料率について ☎ 043 (308) 0522
- 特定健診について ☎ 043 (308) 0525

協会けんぽは、主に中小企業で働く人とそのご家族が加入する健康保険です。不明な点は、協会けんぽ千葉支部に問い合わせてください。

■ 令和2年度保険料率

令和2年度の協会けんぽ千葉支部の健康保険料率は、3月分（4月納付分）以降、現状の9.81%から9.75%に引き下げとなります。一方、介護保険料率（全国一律）は、現状の1.73%から1.79%に引き上げとなります。

■ 加入者のご家族へ特定健診のお知らせ

加入者のご家族（40～74歳の被扶養者）を対象に特定健診を実施しています。健診費用の一部を協会けんぽが補助しますので、年に1度は必ず健診を受診しましょう。なお、健診受診に必要な受診券は、4月上旬に送付します。

- 特定健診は、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防を目的とした健診です。検査内容は、身体測定・血液検査（血圧・脂質・血糖・肝機能）・尿検査・問診などです。
- 健診機関へ予約した上で、受診券、健康保険証、自己負担額を持参し、受診してください。
- 自己負担額は、千葉県内で受診する場合は950円または0円です。（受診する健診機関によって、自己負担が異なる場合があります。）

国民健康保険（国保）の届出について

☎ 国保年金課 ☎ (93) 4083

国保に加入するとき、脱退するときは届出が必要です。届出が遅れた場合、保険給付が受けられないことがあります。

※ 国保税は資格取得日までさかのぼって課税されますので、届出は14日以内に行ってください。

※ 就職や扶養認定により社会保険に加入したときは、国保を脱退する手続きをしてください。